

## 福岡県困難な問題を抱える女性の地域連携による自立促進事業 業務委託仕様書（案）

### 1 目的

DVや性被害、生活困窮、家族関係破綻等の困難な問題を抱える女性に対しては、支援を求める女性がその意思を尊重され、安定した地域生活が送れるよう、円滑な自立支援につなげることが重要である。

そこで、困難な問題を抱える女性への支援に理解のある医療機関、社会福祉施設、不動産事業者、雇用主など、県内各地域の資源（以下、「社会資源」という。）を掘り起こすことにより、関係機関と地域との多様な連携による包括的な支援関係を構築する。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 委託業務の内容及び実施方法

#### (1) 県内で不足している社会資源の開拓

- 県が実施する事前調査の結果を踏まえ、受託者が県と協議の上、社会資源の開拓先を選定し、リストを作成する。
- 受託者は、選定したそれぞれの開拓先と直接交渉を行う。その際、社会資源名簿への掲載を行う旨を必ず説明し、掲載同意を得ること。また、開拓先やその関係機関への協力依頼は、必要に応じて県も同行して実施する。
- 対象とする社会資源は、下記①から⑤のとおりとするが、これ以外に開拓先が想定される場合、県は受託者と協議のうえ追加することができる。
  - ① 医療機関（産婦人科系、精神科系）
  - ② 障がい者福祉施設（グループホーム等）
  - ③ 高齢者福祉施設（軽費老人ホーム等）
  - ④ 民間住宅
  - ⑤ 就職先企業等
- 最終的な開拓数は100箇所以上を目標とする。ただし、県が実施する事前調査の結果を踏まえ、県と受託者との協議により見直す場合がある。

#### (2) 地域内連携における課題の整理・報告

- 地域内連携における課題について、開拓の過程において聞き取った内容を踏まえ報告書にまとめ、県に提出する。

#### (3) 報告定例会の実施

- 本事業全体の実施状況及び今後の実施方針について、月1回以上の頻度で県と

対面またはオンラインによる協議を行うこと。また、1週間に1回程度の頻度でメール等による進捗報告を行うほか、その他必要に応じて随時情報共有を行うこと。

#### 4 実施体制

- 地域連携コーディネーター（以下「コーディネーター」とする。）1名以上を配置すること。
- コーディネーターは常勤である必要はなく、また県の事務所に常駐するする必要はないが、3の実施に当たり必要な人員及び日数を確保すること。
- コーディネーターは次の（1）又は（2）に該当する者をもって充てること。
  - （1）女性支援事業又は社会福祉事業に従事した経験のある者
  - （2）社会的信望及び女性支援事業に対する理解があり、県が適当と認めた者

#### 5 成果品の提出

本事業の成果品として、下記のとおり提出すること。

- ① 開拓先リストの作成  
別途県が指定する期日までに、3（1）のリストを県へ提出すること。
- ② 社会資源名簿及び実績報告書  
全ての業務完了後、速やかに社会資源名簿及び実績報告書を作成し、県へ提出すること。
- ③ その他、県が提出を求めるもの  
随時提出すること。

#### 6 その他

- （1）仕様書に記載のないことについては協議の上、決定すること。
- （2）当該事業に係る提案書及びリスト等の制作物、知り得た情報等は福岡県に帰属するものであり、第三者への提供を行わないこと。また、女性支援に係る内容は秘匿事項を含むため、情報の管理には充分留意するとともに、当業務実施に当たって知りえた情報について、県の下承を得ずに漏洩してはならない。
- （4）委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間（令和13年度まで）保管すること。
- （5）県が実施する会議への出席や資料作成等に協力すること。
- （6）業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により県の承認を得ること。